

Q540. 懲戒解雇が妥当か検討するために出勤停止の懲戒処分をした上で、懲戒解雇することはできますか。

一つの非違行為に対して2回懲戒処分することはできませんので、出勤停止の懲戒処分をした上で、懲戒解雇することはできません。

これに対して、懲戒処分としての出勤停止ではなく、業務命令として出勤停止や自宅待機を命じることができます。これは処分するかの調査または審議決定をするまでの間、就業を禁止する前置措置としての意味を持ちます。ただし、会社側の都合で出勤させないものですので、出勤停止の間の賃金を支払う必要はあります。

したがって、ある懲戒事由を疑っていて、仮にその事実が判明し、懲戒処分が相当と考えている場合には、業務命令としての出勤停止である旨記載した書面を交付した上で、事実の調査や方針を決定するのが適切です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成